（製造所の休廃止等の届出）

第九十一条の六十九　法第二十三条の二の十六第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　製造業者又は登録外国製造業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

２～４　（略）

（外国製造医療機器等特例承認取得者に関する変更の届出）

第九十一条の七十四　令第三十七条の三十四第一項の農林水産省令で定める事項は、外国製造医療機器等特例承認取得者が法人であるときにおける薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名とする。

２・３　（略）

（事業の休廃止等の届出）

第九十一条の百四十三　法第二十三条の三十六第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　製造販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

２～４　（略）

（製造所の休廃止等の届出）

第九十一条の百四十四　法第二十三条の三十六第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　製造業者又は認定再生医療等製品外国製造業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

２～４　（略）

（外国製造再生医療等製品特例承認取得者に関する変更の届出）

第九十一条の百四十九　令第四十三条の三十五第一項の農林水産省令で定める事項は、外国製造再生医療等製品特例承認取得者が法人であるときにおける薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名とする。

２・３　（略）

（製造所の休廃止等の届出）

第九十一条の六十九　法第二十三条の二の十六第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　製造業者又は登録外国製造業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

２～４　（略）

（外国製造医療機器等特例承認取得者に関する変更の届出）

第九十一条の七十四　令第三十七条の三十四第一項の農林水産省令で定める事項は、外国製造医療機器等特例承認取得者が法人であるときにおける薬事に関する業務に責任を有する役員とする。

２・３　（略）

（事業の休廃止等の届出）

第九十一条の百四十三　法第二十三条の三十六第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　製造販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

２～４　（略）

（製造所の休廃止等の届出）

第九十一条の百四十四　法第二十三条の三十六第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　製造業者又は認定再生医療等製品外国製造業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

２～４　（略）

（外国製造再生医療等製品特例承認取得者に関する変更の届出）

第九十一条の百四十九　令第四十三条の三十五第一項の農林水産省令で定める事項は、外国製造再生医療等製品特例承認取得者が法人であるときにおける薬事に関する業務に責任を有する役員とする。

２・３　（略）